

[兵庫県]

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備等

(1) 特定建築物

用 途		特定建築物	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2） $>$ 200 m^2 又は主階が1階以外に あるものでその用途に供する部分が100 m^2 を超え、かつ階数が3以上のもの	3年ごと
2	観覧場（注6）、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 200 m^2	令和2年 7月～10月
3	病院、診療所（注7）又は児童福 祉施設等	地階・F \geq 3（注1'）又は A（注2） $>$ 300 m^2 又は A ₀ （注3） \geq 300 m^2	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1'）又は A（注2） $>$ 300 m^2 又は A ₂ （注5） \geq 300 m^2	
5	下宿、共同住宅又は寄宿舎	F \geq 6かつ A（注2） $>$ 100 m^2 （Aは6F以上）	3年ごと 令和3年 7月～10月
	共同住宅又は寄宿舎 （サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障 害者グループホームに限る）	地階・F \geq 3（注1'）又は A ₂ （注5） \geq 300 m^2	
6	学校	地階・F \geq 3（注1'）又は A（注2） $>$ 2,000 m^2	3年ごと 令和4年 7月～10月
7	体育館、博物館、美術館、図書館、 ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳 場又はスポーツの練習場	地階・F \geq 3（注1'）又は A（注2） $>$ 2,000 m^2 又は A ₁ （注4） \geq 2,000 m^2 （学校に付属するものについては A $>$ 2,000 m^2 ）	
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1'）又は A（注2） $>$ 500 m^2 又は A ₂ （注5） \geq 500 m^2	
9	事務所その他これに類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ面積が 1,000 m^2 を超える建築物に限る】	

- (注1) 地階・ $F \geq 3$: 地階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるもの(表中用途欄1、2の建築物については階数が3以上のものに限る。)又は3階以上の階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるものをいう。
- (注1') 地階・ $F \geq 3$: 地階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるもの(階数が3以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 200 m^2 を超えるものに限る。)又は3階以上の階でその用途に供する部分が 100 m^2 を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A_0 : 2階部分(避難階除く)の床面積の合計で、病院及び診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(注8)に限る。)の用に供するものに限る。
- (注4) A_1 : その用途に供する部分(避難階除く)の床面積の合計を示す。
- (注5) A_2 : その用途に供する2階部分(避難階除く)の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの :
- 一 助産施設、乳児院、障害児入所施設
 - 二 助産所
 - 三 盲導犬訓練施設
 - 四 救護施設、更正施設
 - 五 老人短期入所施設等
 - 六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
 - 七 母子保健施設
 - 八 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用 途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>200m ² 又は主階が1階以外に あるものでその用途に供する部分が100 m ² を超え、かつ階数が3以上のもの	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>200m ²	
3	病院、診療所（注5）又は児童福 祉施設等	地階・F \geq 3（注1'）又は A（注2）>300m ²	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1'）又は A（注2）>300m ²	
5	博物館、美術館、図書館、ボート 場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツの練習場	地階・F \geq 3（注1'）又は A（注2）>2,000m ²	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1'）又は A（注2）>500m ²	
7	事務所その他これに類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ面積が1,000m ² を超える建築物に限る】	
<p>(注1) 地階・F\geq3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの（表中用途欄1、2の建築物については階数が3以上のものに限る。）又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。</p> <p>(注1') 地階・F\geq3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの（階数が3以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が200m²を超えるものに限る。）又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。</p> <p>(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>(注3) 建築設備 : [換気設備] 法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設置した換気設備のうち、その風道が防火区画を貫通し、政令第112条第21項の規定により特定防火設備（温度ヒューズホルダー連動ダンパーを含む。）を設けたものに限る。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

用 途		防火設備（注2）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	「(1) 特定建築物」	「(1) 特定建築物」に同じ	毎年 7月～10月
2	病院、診療所（注3） 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注4）	A（注1） $\geq 200\text{m}^2$	

(注1) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
(注2) 防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）
(注3) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
(注4) 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの：
一 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
二 助産施設、乳児院、障害児入所施設
三 助産所
四 盲導犬訓練施設
五 救護施設、更正施設
六 老人短期入所施設等
七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
八 母子保健施設
九 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。